○外務省告示第四百五十五号

平成二十年八月十五日にタシケントで署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十一年八月二十五日にタシケントで行われた。よって、同協定は、その第二十六条1の規定に従い、平成二十一年九月二十四日に効力を生ずる。

平成二十一年八月二十八日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百五十六号

平成二十年十二月二十五日に東京で署名された経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定について、同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十一年八月二十六日にハノイで行われた。よって、同協定は、その第百二十八条の規定に従い、平成二十一年十月一日に効力を生ずる。

平成二十一年八月二十八日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百五十七号

平成二十年十二月二十五日に東京で経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定が署名された際、同協定第十条に基づく日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の実施取極の署名がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十一年八月二十八日

外務大臣　中曽根弘文

（訳文）

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定第十条に基づく日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の実施取極

前文

日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府は、

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　定義

この取極の適用上、

(a)　「両締約国」とは、日本国及びベトナム社会主義共和国をいい、「締約国」とは、日本国又はベトナム社会主義共和国（以下この取極において「ベトナム」という。）をいう。

(b)　「両締約国政府」とは、日本国政府及びベトナム政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はベトナム政府をいう。

第二章　税関手続

第二条　相互支援

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第三条　情報通信技術

1　両締約国政府の税関当局は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

2　両締約国政府の税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第四条　危険度に応じた管理手法

1　両締約国間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用いる。

2　両締約国政府は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税地域における危険度に応じた管理手法の使用及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進するよう努める。

3　両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して、情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第五条　不正取引の取締り

1　両締約国政府の税関当局は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第六条　知的財産権

1　両締約国政府の税関当局は、知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国政府の税関当局は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国及び第三国その他の関税地域における知的財産権を侵害する物品に対する国境措置の効果的な執行を促進するよう努める。

第七条　情報の交換

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2　この章の規定に基づき一方の締約国政府の税関当局が他方の締約国政府の税関当局に提供する情報については、他方の締約国の関税法令に基づく当該他方の締約国政府の税関当局の職務の遂行のためにのみ使用する。

3　一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

4　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量にゆだねられる。

5　一方の締約国政府が他方の締約国政府により行われた情報の要請に応ずることができない場合には、当該一方の締約国政府は、その事実についてできる限り速やかに当該他方の締約国政府に通報する。

6　この章の規定に基づいて提供された情報は、情報の提供を受けた締約国政府により刑事の捜査、訴追又は司法上の手続において証拠として使用されてはならない。

7　この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供された情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って定められたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

8　この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、当該提供を行うことを要しない。

9　この章の規定に基づきいずれか一方の締約国政府が行う情報の要請は、英語で明瞭に作成された書面により行う。

第八条　税関手続に関する小委員会

1　基本協定第四十四条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員で構成する。

(a)　共同議長として、日本国財務省及びベトナム財務省税関総局の職員

(b)　日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c)　ベトナムについては、特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の関連政府機関の職員